

# 横浜市母子家庭自立支援 教育訓練給付金事業

## 趣 旨

母子家庭の自立を促進するため、母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援します。

## 内 容

適職に就くために必要な技能や資格を取得するために、本市があらかじめ指定した教育訓練講座の受講のために本人が支払った費用の2割相当額（上限10万円、下限4千円）を支給します。

## 対 象

市内に居住する20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母で、次の①～④を満たす方

- ① 所得が児童扶養手当支給水準
- ② 過去に訓練給付金を受給していない
- ③ 適職に就くために必要と認められる
- ④ 受講開始日現在において、雇用保険法による同制度の利用資格が無い

※ 講座指定申請及び支給申請（下記「手続き」参照）の両申請時に、上記要件を満たすことが必要です。

## 手 続 き

### ① 講座指定申請

始めに、必ず受講開始前にお住まいの区の区役所こども家庭（障害）支援課でご相談のうえ、講座指定申請手続きを行ってください。

### ② 支給申請

受講が修了しましたら、修了日の翌日から1か月以内に、あらためて区役所こども家庭（障害）支援課で、支給申請手続きを行ってください。

## 支 給 方 法

支給申請後に支給要件を確認し、ご指定の口座に振込みます。

## 問 合 せ

お住まいの区の区役所こども家庭（障害）支援課  
又は横浜市こども青少年局こども家庭課（電話 681-0915/FAX 681-0925）